二　当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果（なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況		
中長期計画に定めた項目 一　中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績及び当該実績に係る第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書		中長期計画に定めた項目 一　中長期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書
二　中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績及び当該実績に係る第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項について自ら評価を行った結果（なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況		二　当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果（なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
中長期計画に定めた項目 一　中長期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで（同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。） イ　中長期目標及び中長期計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報		中長期計画に定めた項目 一　中長期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで（同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。） イ　中長期目標及び中長期計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報

2　機構は、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（最初の国立研究開発法人の長の任期の終了時における業務実績等報告書）

第三条の三　機構に係る通則法第三十五条の六第四項に規定する報告書には、同条第二項に規定する最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該長の任期の末日を含む事業年度の事業年度末までの期間（以下この項において単に「期間」という。）に係る年度計画に定めた項目のうち当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　当該期間における中長期計画及び年度計画の実施状況

ロ　当該期間における業務運営の状況

ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報

二　前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　機構は、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第五条から第七条まで　削除

第八条第三項中「公表された基準」の下に「（第十一条の二第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。）」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第十条の二　機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。